

熊本市伝統工芸営業者に対する利子補給要綱

制定	昭和54年	3月30日市長決裁
改正	平成7年	9月8日中小企業局長決裁
	平成8年	2月1日中小企業局長決裁
	平成12年	3月22日経済振興局長決裁
	平成18年	3月27日市長決裁
	平成19年	9月14日市長決裁
	平成24年	3月26日市長決裁
	平成24年	8月30日産業政策課長決裁
	平成25年	3月29日市長決裁
	平成25年	8月30日産業政策課長決裁
	平成26年	3月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の熊本県知事の指定を受けた伝統工芸営業者（以下「営業者」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することにより、伝統工芸の健全な発展を図ることを目的とする。

(利子補給金の交付の対象)

第2条 利子補給金の交付の対象となるものは、次の熊本市中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）の融資を受けた営業者（以下「借受人」という。）とする。ただし、営業者であっても、融資された資金を伝統工芸関係以外へ使用したもの及び熊本県信用保証協会の代位弁済となったものに対しては、交付しない。

- (1) 熊本市中小企業小口資金融資制度
- (2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度
- (3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は借受人が取扱金融機関に1月1日から12月31日までの間で支払った融資制度による借入金の利子（延滞利息等約定償還日を超えたことにより支払うべき利息を除く。）の計算の基礎となった元金に対して年3.50パーセントの割合（融資制度の貸付利息が年3.50パーセント以下の場合にあっては、当該貸付利息）で計算した金額とする。ただし、1円未満の端数が出る場合は切り捨てとする。

(利子補給の期間)

第4条 利子補給期間は、借受人が取扱金融機関から融資を受けた日の属する月から7年以内の最終約定償還日までとする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 借受人は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年2月末日までに利子補給金交付申請書（第1号様式）に、前年中に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の証明する利子支払実績証明書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、融資制度の償還を全て終えた借受人が利子補給金の交付を受けようとする場合は、その償還日から翌年2月末日までの間に利子補給金交付申請書に最終償還日の属する年に支払った融資制度の借入れに係る利子の額について取扱金融機関の発行する利子支払実績証明書を添えて市長に提出することができる。

(利子補給金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、利子補給金を交付するものとする。

(交付金の返還等)

第7条 市長は、利子補給金の交付を受けた借受人が次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付取消、又は利子補給金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な方法により利子補給金の交付を受けたとき
- (2) 融資制度の借入金を融資の目的以外の目的に使用したとき

- (3) 融資制度による融資を受けた日から最終約定償還日までに伝統工芸営業を廃業したとき
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成19年1月1日以降の利子補給金交付申請分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条第3号の規定については、熊本市中小企業無担保無保証人融資制度が平成24年3月31日を以って失効するため、その時までに融資実行を受けた者について適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

利子補給金交付申請書

年 月 日

熊 本 市 長 様

住所

氏名 印

電話番号

熊本市伝統工芸営業者に対する利子補給要綱第5条の規定により、融資制度資金の利子補給金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 利子補給交付金額 _____ 円

算定基礎

①対象期間 年 月 日～ 年 月 日

②支払利子額 _____ 円

③補給率

2 関係書類

①利子支払実績証明書

②その他

様

所在地 _____

金融機関
(支店名) _____ 印

熊本市伝統工芸営業者に対する利子補給要綱に基づき借入金の支払利子について下記のとおり
証明します。

記

1. 借受人
- 住所 (所在地)
氏名 (法人名)
2. 融資制度名
3. 借入金額
- 千円 (年利 %)
4. 借入期間
- ケ月 (うち据置 ケ月)
- 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5. 証明期間
- 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 支払利子額
- 円

(単位:円)

借入残高	償還額	償還日	日数	約定利息額	備考 (延滞利息)
計					

*延滞利息がある場合は、約定利息額とは別に備考欄にご記入ください。